

別表第2（第5条関係）

エリアの名称	建築してはならない建築物
幹線道路沿道 エリア	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 法別表第2（に）項第3号、第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物</p>
田園集落エ リア	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2（は）項に掲げる建築物</p> <p>(2) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>(3) ホテル又は旅館（いずれもその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>(4) 倉庫（倉庫業を営む倉庫以外の倉庫で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のものに限る。）</p>